

賃 貸 借 契 約 書

- 1 件 名 (契約機器の名称) 賃貸借
- 2 賃 貸 借 期 間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 賃 貸 借 料 月 or 年額 金 100,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 5,000 円)
- 4 機 器 の 内 容 別紙機器明細のとおり
- 5 機器の設置場所 福島県会津若松市河東町郡山字休ミ石 1 4 番地
会津計算センター
- 6 契 約 保 証 金 免除

上記賃貸借機器について、会津地方市町村電子計算機管理運営協議会（以下「発注者」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇〇 〇〇支店（以下「受注者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の各条項により、公正な賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第 1 条 この契約は、発注者と受注者とが、受注者所有の (契約機器の名称)（以下「機器」という。）の賃貸借に関する契約を締結するにあたり、必要な事項を規定することを目的とする。

（総則）

第 2 条 発注者は、受注者の所有する機器を賃借する。

（機器の内容及び設置場所）

第 3 条 機器等の内容及び設置場所は、頭書のとおりとする。

（賃貸借期間）

第 4 条 この契約による賃貸借期間は、頭書のとおりとする。

（賃貸借料）

第 5 条 機器等の賃貸借料（以下「賃貸借料」という。）は、頭書のとおりとする。

2 賃貸借料は、この契約の終了又は解約の効果の発生により賃貸借期間が月の途中となるときであっても当該月分の賃貸借料全額を支払うものとする。

（支払いの方法）

第 6 条 受注者は、発注者に当該月分の賃貸借料を翌月に請求するものとする。

2 発注者は、受注者の契約の履行を確認し、受注者から適法な請求書を受理した日から 30 日以内に受注者に支払うものとする。

3 発注者が正当な理由なく、前項に規定する期間内に賃貸借料を支払わないときは、発注者は支払いが遅延した期間に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、

財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

（権利、義務の譲渡）

第 7 条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、予め発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（機器の検査）

第 8 条 発注者は、納品された機器について速やかに検査を行い、機器が本契約に適合していることを確認の上、物件を受領する。

2 前項の検査において、機器に瑕疵があった場合、発注者は直ちに受注者に連絡し、受注者の負担において発注者が指定する期間内に発注者の承認又は選択した方法で修理、若しくは代替品と交換させることができるものとする。

（保険）

第 9 条 受注者は、契約期間中の機器に、受注者を被保険者とする動産総合保険を付し、その費用を負担するものとする。

2 機器に係る保険対象事故が発生したときは、発注者は直ちにその旨を受注者に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を受注者に提出するものとする。

（善良な管理者の注意義務等）

第 10 条 発注者は、善良な管理者の注意をもって、機器を管理するものとする。

2 発注者の重大な過失によって機器の機能に損害を生じた場合は、受注者は発注者に対してその賠償を請求することができる。

3 発注者は、機器を第三者の目的物とすることはできない。

（機器の追加、取替え又は改造）

第 11 条 発注者が、機器の追加、取替え又は改造を必要とするときは、予め文書により受注者の承諾を求め、発注者の負担により行うものとする。

（機器の移転）

第 12 条 発注者は、機器を第 3 条に規定する場所から移転する必要があるときは、予め文書により受注者に通知し、発注者の負担により行うものとする。

（個人情報の保護に係る責務）

第 13 条 受注者は、この契約の履行にあたって、個人情報を取扱う必要がある場合、当該個人情報に係る権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係する法令、条例等に従い、個人情報を常に善良な管理者の注意をもって管理運用するとともに、自己の職員、使用人等に対して個人情報の保護に関する指導教育を実施する等、個人情報の保護に必要な措置を講じ、その扱いについて万全の注意を払わなければならない。

（機密の保持）

第 14 条 受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を、本契約有効期間のみならず、その終了後も第三者に漏洩してはならない。

（損害賠償）

第 15 条 発注者又は受注者は、自己の責めに帰すべき理由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第 16 条 発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくこの契約に違反したときは、文書による通知により、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(発注者の契約解除に伴う措置)

第 17 条 発注者の都合により賃貸借期間の満了前に契約の解除を行った場合は、発注者は、契約解除に伴う契約残期間に係る賃貸借料に相当する額を受注者に支払うものとする。

(機器の返還)

第 18 条 この契約の終了又は契約の解除による機器の返還に要する一切の費用は、その返還が発注者の責めに帰する場合の他は受注者が負担する。

第 18 条 この契約の終了又は契約の解除による機器の返還に要する一切の費用は、その返還が受注者の責めに帰する場合の他は発注者が負担する。

第 18 条 契約期間満了後、受注者はこの契約による機器を発注者へ無償譲渡するものとする。

(合意管轄裁判所)

第 19 条 発注者と受注者との間で訴訟の必要が生じた場合、会津若松市を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 20 条 この契約に定めのない事項又は、この契約の履行について疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 住所 福島県会津若松市東栄町 3 番 4 6 号
名称 会津地方市町村電子計算機管理運営協議会
会 長 室 井 照 平

受注者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
名称 株式会社〇〇〇〇 〇〇支店
〇〇支店長 〇 〇 〇 〇

(別紙)

機 器 明 細

項	品 名	数量	備 考